

令和4年第5回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和4年5月20日（金）9時30分開始
- 2 会場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- | | | |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番 | 池田良枝 | 出席 |
| 2番 | 中田美穂 | 出席 |
| 3番 | 小出哲義 | 出席 |
| 4番 | 小城和之 | 出席 |
- 4 出席職員
- | | |
|--------|------|
| 総務学事課長 | 貞盛倫子 |
| 総務学事課 | 重安千陽 |
| | 瀬川隆司 |
| | 横峰路子 |
| | 錦戸宏泰 |
| | 大庭史善 |
| 生涯学習課長 | 吉村隆宏 |
| 生涯学習課 | 安藤好博 |
| | 加藤 豪 |

.....

【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和4年第5回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、池田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。

日程第1「会期の決定について」を5月20日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第23号 大竹市教育委員会公告式規則及び大竹市教育委員会公印規則の一部改正について

議案第24号 大竹市教育委員会文書取扱規程の一部改正について

小西教育長 日程第2「議案第23号 大竹市教育委員会公告式規則及び大竹市教育委員会公印規則の一部改正について」及び日程第3「議案第24号 大竹市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」の2件は、関連するため、一括しての議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 まず、議案第24号について説明します。提案理由ですが、公印の押印等の

見直しに関連し、「大竹市文書取扱規程」が改正されたことに併せて、教育委員会においても同様の改正を行おうとするものです。

大竹市教育委員会事務局における文書事務の取り扱いを定める「大竹市教育委員会文書取扱規程」の改正内容は、文書を発出する際には「原則公印を押印し、例外的に公印を押印しないこと」と定めている第4条について、「重要な文書に限り公印を押印すること」という内容に改めるものです。公印を押印しなければならない文書としては、「法令等の規定により押印する必要がある文書」、「双方の権利義務や法的地位に重大な影響を及ぼす文書」、「事実証明に関する文書や特に信用力を付与する必要がある文書」、「特に押印すべき事由があると主務課長が認める文書」としています。

次に、議案第23号について説明します。提案理由ですが、公印の押印等の見直しに関連し、「大竹市公告式規則」及び「大竹市公印規則」が改正されたことに併せて、教育委員会においても同様の改正を行うというものです。

大竹市教育委員会の規則等で公表を要するものの方式を定める「大竹市教育委員会公告式規則」の改正内容は、告示文等の末尾に押印している教育長印について、押印を要しないことに変更するものです。

また、大竹市教育委員会の公印の管理及び使用等、公印に関して必要な事項を定める「大竹市教育委員会公印規則」の改正内容は、「公印取扱主任」を削るなど、実態に即した運用に改めること及び議案第24号で提案している「大竹市教育委員会文書取扱規程の一部改正」で、公印を押印する文書を限定することに伴い、発出する文書に公印の押印が想定されない公印について廃止するというものです。廃止する公印は、課長の印、総合市民会館の印、中央公民館の印、栄公民館の印、玖波公民館の印、栗谷公民館の印です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員 議案第23号の大竹市教育委員会公印規則の一部改正について、公印を廃止するということですが、具体的に内容を教えてください。

事務局 廃止する印は課長の印の他、総合市民会館などの各施設の印です。各施設長の印は残ります。

小城委員 議案第24号の大竹市教育委員会文書取扱規程の一部改正において、改正前に公印を押印しないものとして規定されているものは、改正後も公印を押印しないということで良いですか。

事務局 改正前の大竹市教育委員会文書取扱規程は、公印を押印することが基本で、例外として押印しないものを列記していましたが、改正後は押印しないことが基本で、例外として押印する場合のみを列記しています。改正前のものに列記している押印しないものは、引き続き押印しない文書となっています。

小西教育長 他に質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件2件を採決します。本件2件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件2件は原案のとおり可決されました。

議案第25号 令和5年度に大竹市立小中学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針の制定について

小西教育長 日程第4「議案第25号 令和5年度に大竹市立小中学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 特別支援学級で使用する、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択するための基本方針を制定するものです。

今回制定を提案する基本方針は、広島県が今年4月27日に制定した採択基本方針に準じたものとなっています。

方針について説明します。

1、採択の基本方針。(1)、採択の基本。教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

(2)、適正かつ公正な採択の確保。教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、大竹市教育委員会の権限と責任において適正かつ公正な採択の確保を期す。また、特定の教科書発行者と関係を有する者は教科書採択に関与させない。

(3)、開かれた採択の推進。ア、採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。イ、次の事項について採択後、遅滞なく公表するよう努める。(ア)、教科用図書の研究のために作成した資料。(イ)、教育委員会の会議の議事録。(ウ)、その他、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について検討する。

2、方法、組織及び手続き、大竹市教育委員会は、広島県教育委員会の指導・助言又は援助を受けるとともに、関連法令及び通知に基づいて、次により採択を行う。

(1)、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮したうえ、特別支援学校での特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合には、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する

(2)、各学校は、教科書選定会議等を設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を大竹市教育委員会に提出する。以上が基本方針です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小城委員 この教科用図書が採択されてからの期間とそこから必要になるまでの期間の設定は、議案第25号には記載されていますか。

事務局 期間の設定についてはこの中には含まれていません。今回の委員会で基本方

針を制定し、7月に開催予定の就学指導委員会の結果を踏まえて学校に選定依頼を行い、それにより選定理由書を作成し、次の8月の定例会で採択することになります。8月31日までに採択をしないといけないという事になっていますので、8月中には採択するという流れになります。

池田委員 基本方針はこれで良いと思いますが、これから採択をするに当たって、特別支援学級の児童、生徒がすごく増えているということで、採択に向けての作業が大変になるのではないかと思います。これまでの教育委員会での採択においても、実際に教科用図書を見ないと分からないということがあったので、先生方に教材を見る機会や時間がしっかり取れるように、教育委員会としてもできるだけのことをしていただきたいと思います。

小西教育長 時間もそうですし、実際のものを見て、子どもたちの実態と合わせて、より良いものを採択できるよう、環境をしっかりと整えていきたいと思います。他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第13号 職員の勤務時間等に関する訓令の一部改正について

小西教育長 日程第5「報告第13号 職員の勤務時間等に関する訓令の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 職員の勤務時間の割り振りや職員の出勤、代休日の指定、休暇及び職務に専念する義務の免除の取り扱いに関する必要事項を定める「職員の勤務時間等に関する訓令」について、令和4年3月31日に内容の一部を見直しました。

本訓令の改正に当たっては、大竹市、大竹市教育委員会他の行政委員会等による合同訓令となり、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないため、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により教育長において臨時に代理しました。

このことにつきまして、同条第2項の規定により報告し、承認を得ようとするものです。

このたびの改正の理由及び内容について説明します。改正点は4点です。

1点目は、職員が結婚する場合の休暇の取得期間の規定を改めるものです。改正前は「結婚の日の5日前の日から結婚の日の後1ヶ月を経過する日まで」となっていますが、コロナウイルス感染症感染拡大の影響等により、旅行等を延長するなど、婚姻の日と旅行等の期間が空いた場合においても、特別休暇を取得できるようにするため、「原則」を加え、「原則結婚の日の5日前の日から結婚の日の後1ヶ月を経過する日まで」に変更しています。

2点目は、市民生活部市民税務課の職員の勤務の割り振りの規定を削るものです。市民税務課で毎週木曜日に通常の受付終了時間である17時15分を19時まで延長して実施していた住民票及び印鑑証明の発行並びにパスポートの

交付業務について、住民票の写し等のコンビニエンスストアでの発行業務の開始等に併せて廃止することから、職員の勤務時間の割り振りの規定を削っています。

3点目は、総務部危機管理課の職員が災害警戒業務に従事する際の勤務時間について新たに規定するものです。台風が接近し又は各種気象警報が発表され、何らかの被害発生が予想される場合に「災害警戒体制」が敷かれ、被害の未然防止等に向けた情報収集等の業務に危機管理課の職員があたります。計画的で適切な業務遂行のため、災害警戒業務に従事する職員の勤務時間を、3つに区分する体制としています。この場合において、時間外勤務手当は支給しないこととなりますが、夜間勤務手当は支給対象となります。

4点目は、保育業務に従事する職員の勤務時間等について規定する部分に、認定こども園を加えるものです。4月に開所した認定こども園で保育業務に従事する職員については、保育所で保育業務に従事する職員と同様の勤務時間等となります。

なお、施行期日は令和4年4月1日です。

小西教育長
小 城 委 員

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

結婚というのは結婚式のことなのか、入籍のことなのかどちらになりますか。「原則」という文言が加わるのであれば、ただし書きなどで例外を定めている場合が多いですが、この定義というのは日数から考えると結婚式の方だと思うのですが、どちらになりますか。

事 務 局
小 城 委 員

入籍の日か結婚式の日か、場合によります。

コロナ禍の状況の中で、入籍届を出す日と、旅行に行きたいという日が分かれてくることもあるのではないかと思います。例外をただし書きがあればいいかなと思います。昨年入籍し、今年結婚式を行うということで、今年に休暇を取ることができるのですか。そういったケースはありえると思いますが、日数を分けて取得するなどできるのですか。

事 務 局

結婚休暇の趣旨からすると、連続して取得することが基本的な取り扱いであり、規定された日数を分けて取得することは想定されていないと思います。これまでは、婚姻の日から1月程度の間を取得する事になっていましたが、事情がある場合には例外が認められることになったもので、連続して休暇を取るといった規定は変わっていません。

小西教育長
委 員 一 同

他に質疑はありませんか。

なし。

小西教育長
委 員 一 同
小西教育長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに意義ありませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

小西教育長

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するにあたり、各議題の審議内容について、

字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和4年第5回大竹市教育委員会会議を閉会いたします。

【閉会時刻 10時00分】

.....